

入札説明書

南三陸町役場・歌津総合支所新築工事に係る公告に基づく一般競争入札（総合評価落札方式）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成27年11月20日（金）

2. 担当部署 南三陸町役場建設課

3. 工事の概要

(1) 工事名：南三陸町役場・歌津総合支所新築工事

(2) 工事場所

ア 南三陸町役場：宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田207番地（住居表示）

イ 歌津総合支所：宮城県本吉郡南三陸町歌津字柘沢28番地1（住居表示）

(3) 施設概要

ア 南三陸町役場

(ア) 工事概要

a 敷地面積：8,730.11㎡

b 建物概要

・構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、一部木造

・階数：地上3階

・建築面積：2,656.75㎡

・延床面積：3,772.65㎡

(イ) 工事項目（総合発注）

・建築工事・電気設備工事・機械設備工事

イ 歌津総合支所

(ア) 工事概要

a 敷地面積：2,509.29㎡

b 建物概要

・構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、一部木造

・階数：地上1階

・建築面積：1,392.07㎡

・延床面積：1,298.55㎡

(イ) 工事項目（総合発注）

・建築工事・電気設備工事・機械設備工事

(4) 工期

ア 南三陸町役場：契約の翌日から平成29年9月29日まで

イ 歌津総合支所：契約の翌日から平成29年3月31日まで

(5) 落札者決定方法

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。

4. 入札参加資格

入札に参加できる者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であつて、次の(1)に掲げる要件を全て満たす者(以下「単体企業」という。)又は(2)に掲げる要件を全て満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、この入札に参加する同一の企業は、単体企業又は共同企業体のいずれかの形態をもって当該入札に同時に参加することはできない。

(1) 単体企業の資格

ア 宮城県内に本社、支店、営業所等(支店、営業所等の場合は、本社から委任を受けていること。)のいずれかを有し、平成27年度において南三陸町建設工事執行規則第5条第1項の規定による競争入札参加承認を受けていること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業の許可及び同法第17条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ウ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値(同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。)が1,100点以上、かつ、1級技術者数が10人以上であること。

エ 次の(ア)及び(イ)に掲げる要件を満たす者を監理技術者として本工事に専任で配置できること。

(ア) 1級建築施工管理技士又は1級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業業に対応した監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有している者

(イ) 本件入札公告の時までに6か月以上の恒常的な雇用関係を有する者

オ 南三陸町入札参加業者指名停止要領(平成17年南三陸町訓令第37号)に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

カ 南三陸町暴力団排除条例(平成24年南三陸町条例第30号)第2条第2号、第3号及び第4号に規定する者に該当しないものであること。

(2) 共同企業体の資格

ア 共同企業体の結成方法等

(ア) 構成員の数は2者とし、次のイの要件を満たす1者及びウに掲げる各要件を満たす1者の組合せとする。

(イ) 構成員の出資割合は30%以上とし、代表者の出資割合は構成員中最

大であること。

(ウ) 結成は、自主結成とする。

イ 共同企業体の代表者の資格

上記(1)の要件のアからカまで(ウを除く。)の要件を全て満たす者であつて、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値が1,000点以上、かつ、1級技術者数が10名以上であること。

ウ 共同企業体の代表者以外の構成員の資格

(ア) 宮城県内に本社を有すること。

(イ) 平成27年度において南三陸町建設工事執行規則第5条第1項の規定による競争入札参加承認を受けていること。

(ウ) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値が850点以上、かつ、1級技術者数が7人以上であること。

(エ) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、本件入札公告の時までに6か月以上の恒常的な雇用関係を有する者に限る。

(オ) 上記(1)のイ、オ及びカの要件を満たすこと。

5. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

本入札においては、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、次の(2)に掲げる方法により算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求条件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。なお、落札者は、開札の後日に開催される南三陸町総合評価落札方式審査委員会の審査を経て、決定するものとする。

(2) 総合評価の方法

ア 7の技術資料等の提出(2)ウに掲げる簡易な施工計画書の記載内容について、品質管理、施工上の課題(町産材の活用)、安全対策及び工程の各項目において適切と評価される場合に限り、標準点として100点を付与する。また、次の(ア)及び(イ)の評価項目についての評価点を加算点として付与する。

なお、本入札における加算点の最高点は、50点とする。

(ア) 企業の技術力

(イ) 企業の社会性及び信頼性

技術資料等に関して、必要に応じて入札者からヒアリングを行う場合がある。

イ 総合評価において用いる評価値は、標準点と加算点の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札金額で除して得た数に100万を乗じて得た数値とする。

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札金額}) \times 100 \text{万}$$

（評価値は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。）

(3) 評価の基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

<企業の技術力>

ア 簡易な施工計画

評価項目	評価基準	配点	得点
コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が、現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）や施工時期を踏まえて適切であり、耐久性や強度の向上に結び付く工夫がみられるなど、特に優れている	5	/ 5
	適切であり、工夫がみられる	3	
	適切であるが、工夫がみられない	0	

評価項目	評価基準	配点	得点
課題： F S Cプロジェクト 認証取得への対応	全体認証取得を目標に掲げ、そのプロセスと管理手法が具体的かつ適切であり、実行可能と判断できるもの	5	/ 5
	部分認証取得を目標に掲げ、そのプロセスと管理手法が具体的かつ適切であり、実行可能と判断できるもの	3	
	認証取得に対応しないもの	0	
近隣環境の維持（騒音、粉塵、振動等）、交通障害への配慮、特別な安全対策	近隣環境の維持や交通障害への配慮、安全対策が現地の環境条件を踏まえて具体的かつ適切であり、隣接する病院への細かい配慮・工夫がなされているなど、特に優れている	5	/ 5
	適切であり、工夫がみられる	3	
	適切であるが、工夫がみられない	0	
工程設定の適切性	各工程の工期が適切であり工夫がみられることに加えF S Cプロジェクト認証取得のための配慮がなされている	5	/ 5
	各工程の工期が適切であり、工夫がみられる	3	
	各工程の工期が適切であるが、工夫がみられない	0	

イ 同種工事の施工実績

評価項目	評価基準	配点	得点
平成22年度以降における同種・類似工事の施工実績（※1）	同種工事の施工実績	国、県又は市町村発注工事での庁舎の施工実績あり（※2）	/ 3
		施工実績なし	
	類似工事の施工実績	国、県又は市町村発注工事での庁舎以外の建物で、延床面積5,000㎡以上の施工実績あり（※3）	/ 3
		施工実績なし	

- ※1 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、担当する工種の全体工事費に占める割合が最も高い技術者の所属する企業の同種工事の経験を対象とする。入札公告日までに完成し引渡し完了した工事を対象とする。
- ※2 庁舎の実績は、東北6県における国又は地方自治体での新築又は改築で建築一式工事を元請けとして施工したものを対象とする。
- ※3 庁舎以外の実績は、東北6県における国又は地方自治体での新築又は改築で建築一式工事を元請けとして施工したものを対象とする。

ウ 工事成績評定

評価項目	評価基準	配点	得点
工事成績評価の平均 (県発注工事における過去5年間の受注工事(元請)の平均) (※4)	80点以上	5	/ 5
	75点以上80点未満	3	
	65点以上75点未満	1	
	65点未満	0	

- ※4 宮城県建設工事競争入札参加資格登録承認者名簿記載点数とする。当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、担当する工種の全体工事費に占める割合が最も高い技術者の所属する企業の工事成績評定を対象とする。

エ ISO9001 認証取得

評価項目	評価基準	配点	得点
取得状況(※5)	認証取得済み	1	/ 1
	認証未取得	0	

- ※5 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、担当する工種の全体工事費に占める割合が最も高い技術者の所属する企業の資格取得状況を対象とする。

オ 配置予定技術者の技術的能力

評価項目	評価基準	配点	得点
平成22年度以降における監理技術者としての施工実績 (※6)	国、県又は市町村発注工事での庁舎建設工事の施工実績あり(※7)	3	/ 3
	国、県又は市町村発注工事での庁舎以外の建物で、延床面積5,000㎡以上の施工実績あり(※8)	1.5	
	上記以外	0	
監理技術者の資格取得状況(※9)	一級建築施工管理技士の有資格者	3	/ 3
	上記以外	0	

- ※6 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、担当する工種の全体

工事費に占める割合が最も高い技術者を対象とする。入札公告日までに完成し、引渡しが完了した工事を対象とする。

- ※7 庁舎の実績は、東北6県における国又は地方自治体での新築又は改築で建築一式工事を元請けとして施工したものを対象とする。
- ※8 庁舎以外の実績は、東北6県における国又は地方自治体での新築又は改築で建築一式工事を元請けとして施工したものを対象とする。
- ※9 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、担当する工種の全体工事費に占める割合が最も高い技術者を対象とする。

<企業の社会性・信頼性>

カ 地域社会への貢献

評価項目		評価基準	配点	得点
災害時等の地域貢献 (※10)	災害協定の有無 (※11)	南三陸町、国、県又は県内の他の市町村との災害協定あり	1	/ 2
		災害協定なし	0	
	活動実績の有無 (※12)	南三陸町での実績あり	1	
		南三陸町での実績なし	0	
地域経済への貢献 (※10)	町における雇用実績 (※13)	1名につき0.5点	上限	/ 3
		なし	0	
	資材調達における東北産材の実績	町産材の使用実績がある	3	/ 3
		県産材の使用実績がある	2	
		東北産材の使用実績がある	1	
上記以外	0			

- ※10 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。
- ※11 入札公告日において南三陸町、国、県又は県内の他の市町村との災害活動に関する協定締結の有無を対象とする。
- ※12 東日本大震災後の防災活動又は地域貢献活動を対象とする。又、契約に基づく対価の支払いを受けたもの又は受ける予定のものは対象としない(協定に基づく実費弁償を受けているものは対象とする)。
- ※13 申請時点で南三陸町に住民登録をしている直接雇用者又は派遣雇用者を対象とする。

キ 特定施策への取り組み

評価項目	評価基準	配点	得点
ISO14001 (環境マネジメントシステム)の取得状況(※14)	認証取得済み	1	/ 1
	認証未取得	0	
「EA21(環境省エコアクション21)」又は「みちのくEMS」の取得状況(※14)	認証取得済み	1	/ 1
	認証未取得	0	
ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)の取得状況(※14)	認証取得済み	1	/ 1
	認証未取得	0	
障害者の雇用状況(※15)	県内の本社・支店・営業所管轄において、法定雇用率以上の雇用がある	1	/ 1
	上記以外	0	

※14 当該工事入札公告日に有効な認証を対象とする。又、当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、担当する工種の全体工事費に占める割合が最も高い技術者の所属する企業の資格取得状況を対象とする。

※15 本評価項目の適用は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づくものとする。又、当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、担当する工種の全体工事費に占める割合が最も高い技術者の所属する企業の障害者雇用状況を対象とする。

(4) 結果の公表

落札者を決定したときは、入札結果の公表とともに、総合評価の内容についても公表する。

(5) 履行の確保のための措置

技術資料等の技術的所見に記載された内容については、工事完了時に履行状況の検査を行う他、公告第11項(4)の規定によるものとする。

6. 入札参加資格の承認申請等

(1) 入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書類を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しないもの並びに入札参加資格がないと認められた者は、本競争に参加できない。

ア 提出期間

平成27年11月24日（火）から同12月4日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 提出場所

南三陸町役場建設課

ウ 提出部数

正副2部（（2）カを除く）

(2) 申請書類は次に従い作成すること。

ア 一般競争入札参加申請書（総合評価落札方式）

一般競争入札参加申請書は、単体企業においては別添「共通様式第①号-1」、共同企業体においては別添「共通様式第①号-2」を使用し、記名・捺印の上提出すること。

イ 建設業法第3条第1項に係る許可の写し

一般競争入札参加申請書には、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可証の写しを添付すること。

ウ 最新の総合評定値通知書の写し

最新の総合評定値通知書（建設業法第27条の29第1項に規定する通知）の写しを添付すること。

エ 配置予定の技術者に関する調書

配置予定の技術者の資格、同種・類似の工事の経験を別記共通様式第②号に記載し、資格等を証明する書類として資格者証の写しを、技術者が監理技術者となる場合は、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること（監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること）。

記載する同種・類似の工事の経験の件数は1件のみとする。

又、申請時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補技術者の資格及び類似工事の経験を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも入札参加資格の要件を満たすとともに、5.（3）オの「配置予定技術者の技術的能力」に係る最も低い技術者の評価点をもって評価するものとする。

又、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、ただちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができないにも関わらず入札した場合においては、指名停止

措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

オ 共同企業体で入札に参加しようとする場合には、特定建設工事共同企業体協定書の写し

カ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

(3) 入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し平成27年12月11日（金）までに通知する。

(4) 申請書類の作成説明会は行わない。

(5) その他

ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しない。

ウ 提出期限以降における申請書類の差し替え及び再提出は、認めない。

エ 提出された申請書類は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 申請書類は配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は各様式に従うこと。

7. 技術資料等の提出

(1) 入札参加資格者は、次に従い、次項に掲げる提出確認書及び総合評価に関する書類を提出すること。

ア 提出期間

平成27年12月25日（金）から平成28年1月6日（水）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 提出場所

6. (1)に示すとおり。

ウ 提出部数

8部。

(2) 提出確認書及び総合評価に関する書類は、次に従い作成すること。

ア 総合評価に関する書類提出確認書

総合評価に関する書類提出確認書は、別添「様式第①号」を使用し、記名・捺印の上提出すること。

イ 同種・類似工事の施工実績調書

企業における同種・類似工事の施工実績を、同種工事の施工実績については別添「様式第②号—1」に、類似工事の施工実績については別添「様式第②号—2」に記載すること。記載する同種・類似の工事の施工実績はそれぞれ1件までとする。

なお、同種・類似の工事の施工実績及び配置予定の技術者の工事の経験については、入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものだけに限り記載することとし、記載する工事に係る工事成績評価通知書の写しを添付すること。

又、記載する工事のCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分）の写しを提出するものとする。

ただし、CORINS等での記載内容で同種・類似の工事の施工実績及び配置予定技術者の経験が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。同種・類似工事の施工実績と配置予定技術者の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

ウ 簡易な施工計画書

簡易な施工計画書は、別添「様式第③号—1から第③号—5」を使用し、作成すること。記載項目は「品質管理計画」、「指定課題に対する技術的所見」、「安全管理計画」、「工程表」、「工程管理計画」の5項目とする。

なお、工程表は、平成28年2月3日契約予定として作成すること。

本工事における指定課題を下表に示す。

課題	F S Cプロジェクト認証取得への対応
趣旨	<p>南三陸町では町有のF S C認証林を有しており、本工事においても町産F S C認証材の積極的な使用を推進しているところである。町内外には調達～製材～加工C O C認証取得事業者も整いつつある中で、単なる材料使用から一段進めて、入札参加者との協働によりプロジェクト認証取得を実現できればと考えている。</p> <p>このため、部分認証、更には全体認証取得を目指し、その実現を前提とした場合の工程・コストを含めた具体的で有効な提案を求めるものである。なお、認証取得に協力を得られる場合は、それを考慮した「工程表」「工程管理計画」の作成及び入札金額への反映を行うものとする。</p>

エ I S O 9 0 0 1 認証の写し

I S O 9 0 0 1 の認証取得済の場合は、その写しを添付すること。

オ 災害時における地域貢献活動実績書

災害協定の有無を別記様式第④号に記載すること。資料として、災害協定書の写し及び災害活動に対し一定の役割を果たすことを証明する書類（配備体制等が明示されているもの）を提出すること。入札参加者の所属する団体が災害協定を締結している場合には当該団体に加入していることを証する書類を提出すること。

又、南三陸町における災害活動又は地域貢献活動の実績の有無を別記様式第④号に記載すること。実績資料として活動を証明する書類があれば、その写しを提出すること。

カ 資材調達における東北産材の調達実績書

資材調達における東北産材の調達実績を、別添「様式第⑤号」に記載すること。なお、本項目は入札参加者の自己申告で評価し、実績資料の提出は求めないこととする。

キ ISO14001 認証の写し

ISO14001の認証取得済の場合は、その写しを添付すること。

ク EA21の認証又はみちのくEMSの認証の写し

EA21又はみちのくEMSの認証取得済の場合は、その写しを添付すること。

ケ ISO27001 認証の写し

ISO27001の認証取得済の場合は、その写しを添付すること。

コ 雇用実績書

南三陸町における雇用実績を、別添「様式第⑥号」に記載すること。なお、本項目は入札参加者の自己申告で評価し、実績資料の提出は求めないこととする。

サ 障害者雇用実績書

障害者雇用実績を、別添「様式第⑦号」に記載すること。

(3) その他

ア 書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は、認めない。

エ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 書類は配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は各様式に従うこと。

8. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、南三陸町長に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期間

平成27年12月14日（月）から同12月18日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 提出場所

南三陸町役場建設課

ウ 提出方法

書面を持参することにより提出することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) 南三陸町長は、説明を求められた時は平成27年12月25日（金）までに説明を求めた者に対し、書面にて回答する。
- (3) 南三陸町長が上記（1）により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

9. 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

10. 入札説明書に対する質問

(1) 提出方法

質問書（共通様式第③号）に記入し、電子メールを送信する方法により提出すること。

(2) 提出期間

平成27年11月24日（火）から同年12月4日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

(3) 提出場所

南三陸町役場建設課

- (4) 質問に対する回答は、平成27年12月11日（金）までに電子メール又は書面にて回答する。

11. 工事費内訳書の提出

- (1) 第一回の入札に際し、第一回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書は別添の「共通様式第⑤号」に記載するものとする。
- (3) 入札参加者は押印及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

12. 配置予定技術者の確認

落札決定後、CORINS等により配置予定の監理（主任）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当初の配置予

定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

13. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、南三陸町入札参加業者指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 落札者は配置予定技術者を当該工事に配置しなければならない。
- (4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (5) 評価値の最も高いものが2者以上ある時はくじへ移行する。くじの日時及び場所については、担当部局から電話等により指示する。
- (6) 不明な点については、電子メール又はFAXにて当町担当課に照会すること。なお、電話による問合せは、受け付けない。

南三陸町役場建設課 土木建築係 担当者 小永井、廣田

E-mail : sougouhyouka@town.minamisanriku.miyagi.jp

電 話 0 2 2 6 - 4 6 - 1 3 7 7 (建設課直通)

F A X 0 2 2 6 - 4 6 - 4 5 5 7